

水戸市立常澄中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、運動部活動は、体力、技術の向上や健康の増進に効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会、コンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。ただし、公式試合等において、上位大会に進出し、大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復状況を判断した上で、平日に休養日を振り替えることも可とする。ただし、週の活動は11時間以内とする。
- 長期休業中に、連続した休養期間を設ける。
(8月13日から15日まで、12月29日から1月3日まで)
- 定期テスト(中間, 期末, 学年末)前2日間は部活動を中止して、学習に専念させることとする。
- 11月から4月までの期間は部活動のオフシーズンとして、毎週月曜日と木曜日を休養日とする。

3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日は3時間を上限とする。この時間は、活動に充てる時間とし、その前後に準備や片付け・ミーティングの時間を別に設けてもよい。
- 週の活動の合計時間は、11時間以内とする。
- 高温多湿時は、県が定めるWBGTの数値を基準に、活動を中止する。

4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。大会の直前かつ放課後練習のみの練習では、施設等を使用できないケースに限る。
(但し、総体、新人戦、コンクール等の1か月前から敗退した日までは、顧問が活動の希望を申請し、学校長が認めた場合は、活動を認める。活動時間は、7時20分から7時50分までとし、登校時刻は7時以降とする。)
- 特例で実施する場合には、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。

5 冬季の活動

- 12月の1か月間は、基礎トレーニング期として、全部活動合同でランニングや体幹トレーニングをする活動等を実施する。

6 参加大会の見直し

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているかについて厳格に判断し、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画表を学校ホームページ上に掲載し、公表する。
- 茨城県中学校体育連盟主催の大会を含め、1か月当たり1大会までとする。練習試合は、それに含まない。各種コンクールにおいても、1か月当たり1大会までとする。

7 その他

- 熱中症事故防止のため、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。
- ホームページで活動方針、年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についても公表する。
- 活動時間の確保のため、総体や新人戦前に部活動強化週間を設ける。